

燕市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

燕市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年燕市条例第7号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

燕市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年燕市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第16項」の次に「まで」を、「会派」の次に「及び議員」を加える。

第2条中「いう。）」の次に「及び議員の職にある者(以下「議員」という。))」を加える。

第3条の見出しを「(会派に対する政務活動費)」に改め、同条第1項中「2万円」を「1万円」に改め、同条第2項及び第5項中「政務活動費」を「会派に対する政務活動費」に改める。

第4条の見出し中「所属議員数」を「会派の所属議員数」に改める。

第11条を第12条とする。

第10条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「会派」の次に「及び議員」を加え、「第5条」を「第6条」に改め、同条第2項中「会派」の次に「及び議員」を加え、同条を第9条とする。

第7条第1項中「経理責任者」の次に「及び議員」を加え、同条第3項中「とき」の次に「又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったとき」を加え、「当該会派の経理責任者であった者」を「解散した会派にあってはその経理責任者、議員にあっては当該者(死亡した場合は当該者の関係者)」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「会派」の次に「及び議員」を加え、同条第2項中「別表」を「会派にあっては別表第1、議員にあっては別表第2」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(議員に対する政務活動費)

第5条 議員に対する政務活動費の額は、月額1万円とする。

- 2 議員に対する政務活動費は、4月1日に在職する議員に12箇月分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- 3 年度の途中において議員となったものに対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合又は同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 5 議員に対する政務活動費は、第2項の場合には4月20日に、第3項の場合には議員となった日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに交付する。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日とする。
- 6 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中で議員でなくなった場合は、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

別表中「第5条」を「第6条」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第6条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する

	要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等 各種会議への議員としての参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する 経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する 経費

別記様式を次のように改める。

別記様式(第8条関係)  
(その1)  
政務活動費収支報告書

	年	月	日
燕市議会議長 様			
	会 派 名		
	経理責任者名		㊦
	議 員 名		㊦
年度政務活動費収支報告について			
燕市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。			

(その2)

年度政務活動費収支報告書		
会 派 名 又 は 議 員 名		
1 収 入	政務活動費_____円	
2 支 出	(単位：円)	
項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		
3 残 金	_____円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。